

第 5870 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月 9日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 特定贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合

Q : 特定贈与者が、年の途中で死亡した場合の取扱いが明確化されたそうですが、どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

平成29年度の税制改正で、非上場株式等について贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合であっても、相続時精算課税制度の適用を受けることができるようになりました。

これを受けて、通達で贈与者が特例対象贈与をした年に死亡した場合に、受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合の取扱いが追加され、明らかにされました。

【受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者(相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む)である場合】の取扱い

特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等については、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるが、贈与税の申告は不要となるので、非上場株式等に係る贈与税の納税制度の適用はない。ただし、贈与者の死亡に係る相続税については、その非上場株式等が、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の要件を満たしていれば、この制度の適用が受けられる。

